

『社会福祉法人・福祉施設経営における財務管理論2022－2023』正誤表について  
 以下の箇所に誤りがありました。ここに訂正し、ご迷惑おかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

全国社会福祉協議会出版部

正誤表

該当頁：4頁

表 1-2 社会福祉法人会計処理に関する基準等

【誤】

【正】

発出者		日付	基準等
厚生労働省	(略)	(略)	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて
	子発0911第1号 社援発0911第1号 老発0911第1号	令和3年11月12日 最終改正	
厚生労働省	(略)	(略)	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について
	子総発0329第1号 社援基発0329第3号 障障発0329第5号 老総発0329第2号	令和3年11月12日 最終改正	

発出者		日付	基準等
厚生労働省	(略)	(略)	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて
	子発1112第1号 社援発1112第3号 老発1112第1号	令和3年11月12日 最終改正	
厚生労働省	(略)	(略)	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について
	子総発1112第1号 社援基発1112第2号 障障発1112第1号 老総発1112第1号	令和3年11月12日 最終改正	

表 1-6 附属明細書と会計区分の相関図

【誤】

様式等		法人全体 で作成	拠点区分毎 に作成	就労支援事 業の明細書
別紙1	基本財産及びその他の固定資産の明細書		○	
別紙2	引当金明細書		○	
別紙3	〇〇拠点区分 資金収支明細書		○	
別紙4	〇〇拠点区分 事業活動明細書		○	
別紙①	借入金明細書	○		
別紙②	寄附金収益明細書	○		
別紙③	補助金事業収益明細書	○		
別紙④	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○		
別紙⑤	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	○		
別紙⑥	基本金明細書	○		
別紙⑦	国庫補助金等特別積立金明細書	○		
別紙⑧	積立金・積立資産明細書		○	
別紙⑨	サービス区分間繰入金明細書		○	
別紙⑩	サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書		○	
別紙⑪	就労支援事業別事業活動明細書			○
別紙⑫	就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)			○
別紙⑬	就労支援事業製造原価明細書			○
別紙⑭	就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)			○
別紙⑮	就労支援事業販管費明細書			○
別紙⑯	就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)			○
別紙⑰	就労支援事業明細書			○
別紙⑱	就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)			○
別紙⑲	授産事業費用明細書			○

【正】

様式等		法人全体 で作成	拠点区分毎 に作成
別紙3(①)	借入金明細書	○	
別紙3(②)	寄附金収益明細書	○	
別紙3(③)	補助金事業等収益明細書	○	
別紙3(④)	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○	
別紙3(⑤)	事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	○	
別紙3(⑥)	基本金明細書	○	
別紙3(⑦)	国庫補助金等特別積立金明細書	○	
別紙3(⑧)	基本財産及びその他の固定資産の明細書(有形・無形固定資産) の明細書		○
別紙3(⑨)	引当金明細書		○
別紙3(⑩)	拠点区分 資金収支明細書		○
別紙3(⑪)	拠点区分 事業活動明細書		○
別紙3(⑫)	積立金・積立資産明細書		○
別紙3(⑬)	サービス区分間繰入金明細書		○
別紙3(⑭)	サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書		○
別紙3(⑮)	就労支援事業別事業活動明細書		○
別紙3(⑮-2)	就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)		○
別紙3(⑯)	就労支援事業製造原価明細書		○
別紙3(⑯-2)	就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)		○
別紙3(⑰)	就労支援事業販管費明細書		○
別紙3(⑰-2)	就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)		○
別紙3(⑱)	就労支援事業明細書		○
別紙3(⑱-2)	就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)		○
別紙3(⑲)	授産事業費用明細書		○

表 1-10 施設種類別の資金使途と積立資産

【誤】

【正】

	弾力運用等	内 容	使用対象施設等	要 件	
				個 別	共 通
特別養護老人ホーム（平成12年3月10日） 老発第188号・介護（平成26年6月30日最終改正） 老発0630第1号 身体障害者更生施設等（平成18年10月18日/平成19年3月30日最終改正） 障発第1018003号・支援・授産	資金の繰入れ	（ア）他の社会福祉事業等への繰入については、 <u>経常活動資金収支差額</u> に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において可能			

	弾力運用等	内 容	使用対象施設等	要 件	
				個 別	共 通
特別養護老人ホーム（平成12年3月10日） 老発第188号・介護（平成26年6月30日最終改正） 老発0630第1号 身体障害者更生施設等（平成18年10月18日/平成19年3月30日最終改正） 障発第1018003号・支援・授産	資金の繰入れ	（ア）他の社会福祉事業等への繰入については、 <u>事業活動資金収支差額</u> に資金残高が生じ、かつ当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において可能			

【誤】

サービス活動増減の部	
	サービス活動収益計(1)
	人件費
	事業費
	事務費
	サービス活動収益計(2)
	サービス活動収益計(3) = (1) - (2)
サービス活動外増減の部	
	サービス活動外収益計(4)
	サービス事業活動外費用計(5)
	サービス活動外増減収差額(6) = (4) - (5)
経常増減額(7) = (3) + (6)	
特別増減の部	
	特別収益計(8)
	特別費用計(9)
特別増減差額(10) = (8) - (9)	
当期活動増減差額(11) = (7) + (10)	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)
	当期末繰越活動増減差額(13) = (11) + (12)
	基本金取崩額(14)
	その他の積立金取崩額(15)
	その他の積立金積立額(16)
	次期繰越活動増減差額(17) = (13) + (14) + (15) - (16)

【正】

サービス活動増減の部	
	サービス活動収益計(1)
	サービス活動費用計(2)
サービス活動増減差額(3) = (1) - (2)	
サービス活動外増減の部	
	サービス活動外収益計(4)
	サービス活動外費用計(5)
サービス活動外増減差額(6) = (4) - (5)	
経常増減差額(7) = (3) + (6)	
特別増減の部	
	特別収益計(8)
	特別費用計(9)
特別増減差額(10) = (8) - (9)	
当期活動増減差額(11) = (7) + (10)	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)
	当期末繰越活動増減差額(13) = (11) + (12)
	基本金取崩額(14)
	その他の積立金取崩額(15)
	その他の積立金積立額(16)
次期繰越活動増減差額(17) = (13) + (14) + (15) - (16)	

図 2-4 国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合の計算書類

【誤】

【事業活動計算書】	
国庫補助金等特別積立金の取崩し	(サービス活動増減の部/費用)
	減価償却費 <span style="float:right">△40</span>
	国庫補助金等特別積立金取崩額 <span style="float:right">30</span>
積立金積立	(サービス活動増減差額) <span style="float:right"><u>△10</u></span>
【貸借対照表】	
	(純資産の部)
	国庫補助金等特別積立金 <span style="float:right"><u>30</u></span>

第4章第2節2(1)経常増減差額率

【誤】

下記の例では、経常増減差額の絶対値、サービス活動収益経常利益率ともに、B法人がA法人を上回っているため、収益性が高いと判断される。サービス活動収益経常利益率を改善するためには、経常増減差額の絶対値を上げる、サービス活動収益を下げる政策が必要になるが、サービス活動収益を下げるという判断が行われることは少ない。サービス活動収益が増加しているにもかかわらず、サービス活動収益経常利益率が減少しているようなケースでは、事業毎の採算性に改善すべき部分があることに着目する必要がある。

【正】

【事業活動計算書】	
国庫補助金等特別積立金の取崩し	(サービス活動増減の部/費用)
	減価償却費 <span style="float:right">△40</span>
	国庫補助金等特別積立金取崩額 <span style="float:right">30</span>
積立金積立	(サービス活動増減差額) <span style="float:right"><u>△10</u></span>
【貸借対照表】	
	(純資産の部)
	国庫補助金等特別積立金 <span style="float:right"><u>100-30=70</u></span>

【正】

下記の例では、経常増減差額の絶対値、経常増減差額率ともに、B法人がA法人を上回っているため、収益性が高いと判断される。経常増減差額率を改善するためには、経常増減差額の絶対値を上げる、サービス活動収益を下げる政策が必要になるが、サービス活動収益を下げるという判断が行われることは少ない。サービス活動収益が増加しているにもかかわらず、経常増減差額率が減少しているようなケースでは、事業毎の採算性に改善すべき部分があることに着目する必要がある。

該当頁：140頁

表 9-5 パッケージ運用とクラウド運用

【誤】

比較の視点	パッケージ運用	クラウド運用
ユーザーメンテナンス	必用	不要
(略)	(略)	(略)

【正】

比較の視点	パッケージ運用	クラウド運用
ユーザーメンテナンス	必要	不要
(略)	(略)	(略)

この件に関するお問い合わせ先：全国社会福祉協議会 出版部／電話：03-3581-9511、FAX：03-3581-4666

※ホームページにも掲載しております< <https://www.fukushinohon.gr.jp/>> or [福祉の本出版目録](#)で検索⇒「正誤表・補遺 BOX」